

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

情報セキュリティ監査業務 一式

### (2) 仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

契約日の翌日から平成 20 年 11 月 30 日まで

### (4) 履行場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち役務に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 6 月 27 日（水）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成 19 年 6 月 15 日（金）から同年 7 月 9 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 運用監査については、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）が認定する公認情報セキュリティ監査人資格を有する者、特定非営利活動法人日本システム監査人協会が認定する公認システム監査人の資格を有する者又は財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定する I S M S 主任審査員若しくは I S M S 審査員の資格を有する者を、技術的監査については情報セキュリティに係る技術的監査に関する専門知識を有する者をそれぞれ 2 名以上本件委託業務に従事させることができること。

## 3 契約担当部局

鳥取県行政監察監行政監察室

## 4 入札手続等

### (1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県行政監察監行政監察室 I T 検査・監査担当

電話 0857-26-7827

電子メールアドレス gyouseikansatsusitsu@pref.tottori.jp

### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 6 月 15 日（金）から同月 29 日（金）までの間にインターネットホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=60867>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

平成 19 年 6 月 15 日（金）から同月 29 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 7 月 9 日（月）午後 2 時

鳥取県庁第 1 会議室（鳥取県庁本庁舎地下 1 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 19 年 6 月 29 日（金）午後 3 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。